

(公財) 日教弘教育研究助成事業 岡山支部学校研究助成募集要項

学校研究助成は、教育の振興に寄与すると認められる学校園の特に有益な研究活動に対して助成を行う事業です。令和7年度は下記要項のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部

2 助成要件

(1) 趣旨

学校園単位の研究活動とその研究の中核となる教職員のグループに対し、活動経費の一部を助成することにより、もって本県教育の振興に資する。

(2) 募集の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの
- ⑤ 令和5・6年度に当支部の学校研究助成を受けた学校園
- ⑥ 本年度当支部の教育文化助成に申請する学校園

(3) 募集対象

県内の認定こども園，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校

(4) 募集期間 令和7年4月1日（火）～令和7年5月31日（土）

(5) スケジュール

令和7年6月下旬 選考

7月上旬 結果通知

7月下旬から8月末 助成金贈呈式（目録贈呈）

8月末 助成金送金

令和8年3月末 学校研究助成成果報告書（学校研究様式2）及び領収書等の提出
締切

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

ア 当支部ホームページ (<http://www.okakyoko.or.jp>) を開き、学校研究助成申請書（学校研究様式1）をダウンロードしてください。

イ 申請書に必要事項を記入して、郵送してください。

② 付属資料の提出

汎用性のある機器等（PC・タブレット関連機器，視聴覚機器）を申請される場合は、申請理由・活用計画を説明していただき、機器等の見積書（カタログのコピーも可）を申請書と併せて郵送してください。

- ③ 書類提出先（問い合わせ先）
〒703-8258 岡山市中区西川原 255 番地
公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部 学校研究助成係
TEL (086) 272-1909 FAX (086) 272-1781

- ④ 締切
令和7年5月31日（土）必着とします。

3 助成金

(1) 助成金額

1 校園につき 20 万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。

(2) 助成対象外とする費用

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む。）
- ② 汎用性のある機器等の購入費（研究に不可欠で、助成額の範囲内で購入できるものに限り申請可とします。）
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- ④ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等
- ⑤ 講師への弁当・手土産を含む飲食費

(3) 助成方法

- ① 選考の結果、助成が決定した学校園には、贈呈式において目録を贈呈します。贈呈式は夏季休業期間中に開催します。
- ② 助成金は、決定通知とともに送付する学校研究助成金振込依頼書（学校研究様式 3）にご記入いただいた指定の銀行口座へ 8 月末頃送金します。

4 選考

(1) 選考方法

日教弘岡山支部教育振興事業選考委員会の選考後、岡山支部幹事会の議を経て支部長が対象学校園を決定します。選考結果を文書で通知します。

(2) 選考基準

- ① 公益性・社会性 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 適正性 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5 助成対象学校園の義務等

- (1) 助成を受けた学校園は、申請書の内容に従って助成金を使用してください。また、その際に必ず領収書（原本）を取り、研究活動の終了後に、学校研究助成成果報告書（学校研究様式 2）と併せて提出してください。
- (2) 報告書は、令和 8 年 3 月末までに当支部あてに郵送してください。提出された報告書は、当支部が公表できるものとします。

6 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成学校園名、研究主題及び贈呈式等の模様を、ホームページや広報誌等で公表します。

7 その他注意事項

- (1) 申請書及び成果報告書の代表者の公印は廃止します。記載内容については、代表者に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェック☑を記入してください。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 申請内容について、問い合わせを行うことがあります。
- (4) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請を無効とします。
- (5) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- (6) 助成金を対象外費用に使用した場合や、提出書類（申請書や活動終了後に提出する報告書等）に不正等があった場合は、返金していただくことがあります。
- (7) 助成を受けた学校園が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に日教弘岡山支部の助成を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。
- (8) 助成金振込の口座名義について、個人口座ではなく学校園の口座で、同僚会等・PTA・特別会計などの口座は助成金振込口座として不適当なため、指定できません。
- (9) 助成金贈呈時には弘済会事業概要説明会（約25分）を開催させていただきます。あらかじめ希望日時をお伺いしますので、多数の教職員の方にご参加いただける日時を設定してください。
- (10) 申請時に記載され、承認された物品以外を購入する場合、事前に当支部の承認を受ける必要があります。変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。